

令和6年度

大 津 町 水 防 計 画

熊本県菊池郡大津町

目 次

第1章 総則	
1-1 目的	2
1-2 水防計画の作成及び変更	2
1-3 安全配慮	2
第2章 水防組織	
2-1 町の水防組織	2
第3章 重要水防箇所	
3-1 重要水防箇所	3
第4章 予報及び警報	
4-1 気象庁が行う予報及び警報	5
4-2 洪水予報河川における洪水予報	6
4-3 水防警報	6
第5章 水門等の操作	
5-1 水門等	9
第6章 通信連絡	
6-1 通信連絡系統	9
6-2 通信施設の使用	10
第7章 水防施設	
7-1 水防倉庫及び水防資器材	10
第8章 水防活動	
8-1 水防配備	10
8-2 巡視及び警戒	12
8-3 水防作業	12
8-4 警戒区域の指定	12
8-5 避難のための立退き	12
8-6 決壊・越水の通報及びその後の措置	13
8-7 水防配備の解除	13
第9章 水防信号、水防標識等	
9-1 水防信号	13
9-2 水防標識	14
第10章 協力及び応援	
10-1 河川管理者の協力	14
10-2 水防管理団体相互の応援及び相互協定	15
10-3 警察官の援助要求	15
10-4 自衛隊の派遣要請	15
10-5 大津町建設業組合との連携	15
10-6 住民、自主防災組織等との連携	15
水防計画資料編	16

第1章 総則

1-1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、熊本県知事から指定された指定水防管理団体たる大津町が、同法33条第1項の規定に基づき、大津町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、大津町の地域にかかる河川等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1-2 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るものとする。

(2) 水防協議会の設置

町は、大津町水防協議会条例（昭和56年条例第19号）に基づき大津町水防協議会を置くものとする。

1-3 安全配慮

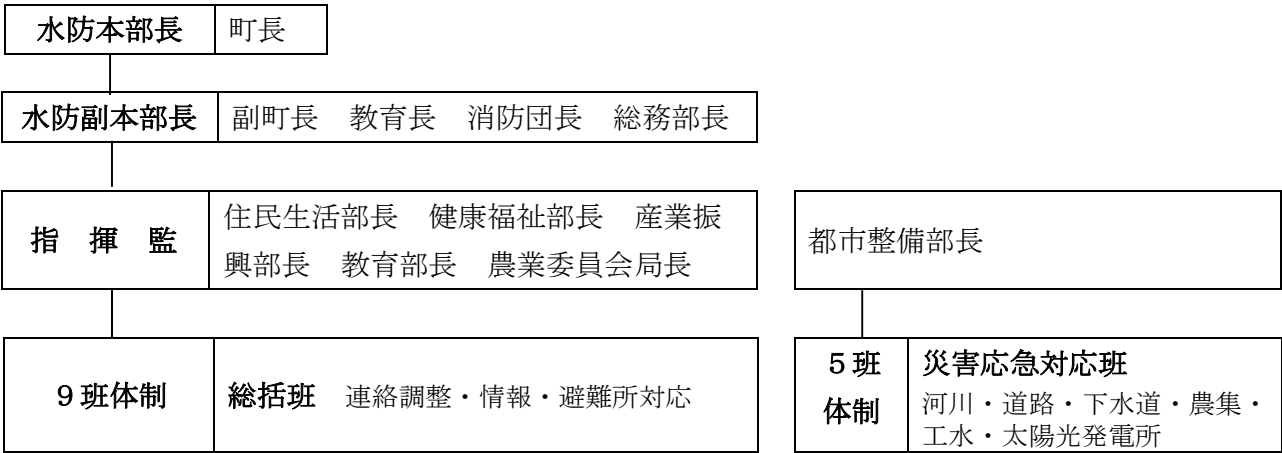
洪水等においては、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を行うものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。また、水防活動は原則として複数人で行う。

第2章 水防組織

2-1 町の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発表により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなった認められるときまで、町は町役場に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

《組織図》



第3章 重要水防箇所

重要水防箇所（指定河川等）は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。県管理河川における重要水防箇所の設定基準と設定箇所及び町の重要水防箇所はつぎのとおりである。

3-1 重要水防箇所

1 河川管理者（熊本県知事）から指定された重要水防箇所（熊本県水防計画書）

(1) 河川危険度設定基準

堤防高 (流下能力)	○ 計画高水量規模の洪水の水位が現況の堤防を越える箇所 ○ 一連区間において、堤防高が上下流に比べ著しく低い箇所 ○ 既往洪水流量（年1～2回程度）に対し、堤防高さが低く余裕高がなく、氾濫実績がある箇所
堤防断面	○ 現況の堤防断面あるいは上面（天端）幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上面（天端）幅の2分の1未満の箇所 ○ 堤防断面あるいは上面（天端）幅が上下流に比べ小さく、既往洪水流量に対し危険な箇所
堤防斜面 (法面)の崩れ・すべり	○ 堤防斜面（法面）の崩れ又はすべりの履歴があり、その対策が未施行の箇所 ○ 堤防斜面（法面）の崩れ又はすべりの履歴はないが、土質、堤防斜面（法面）勾配等から見て堤防斜面（法面）の崩れ又はすべりが発生する恐れがあり、その対策が未施工の箇所
漏水	○ 漏水の履歴があり、その対策が十分ではない箇所 ○ 漏水の履歴はないが、土質、堤防斜面(法面)勾配等から見て堤防斜面(法面)の崩れ又はすべりが発生する恐れがあるが、その対策が未施工の箇所
水衝	○ 水衝部となっており、護岸が破損している箇所又は破損の履歴がある箇所
深掘れ (洗掘)	○ 堤脚又は護岸基礎部分の深掘れ（洗掘）が著しく、根固め又は水制工等が十分でない箇所 ○ 異常深掘れ（洗掘）の履歴がある箇所
工作物	○ 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、排・取水門その他の工作物の設置されている箇所 ○ 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水量規模の洪水の水位以下となる箇所
工事施工	○ 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤・旧川跡	○ 新堤防で築造後3年以内の箇所 ○ 破堤又は旧川跡の箇所

(2) 重要度

A	水防上最も重要な区間	背後地に家屋密集地あるいは主要公共施設があり、甚大な被害が予想される区域
---	------------	--------------------------------------

B	水防上重要な区間	背後地に家屋あるいは公共施設があり、被害が予想される区域
C	要注意区間	背後地に農地等があり、被害が予想される区域

(3) 重要水防箇所

(Aランク)

番号	水系	河川名	地先名	延長(m)	危険度
1	白川	白川	大津町内牧 ～	右岸 0 左岸 300	堤防高不足
2	白川	白川	大津町瀬田 ～	右岸 300 左岸 0	堤防高不足
3	白川	白川	大津町外牧 ～	右岸 0 左岸 300	堤防高不足
4	白川	白川	大津町下森 ～	右岸 300 左岸 0	堤防高不足
5	白川	白川	大津町下町 ～菊陽町川久保	右岸 2,400 左岸 1,200	堤防高不足

(Bランク)

番号	水系	河川名	地先名	延長(m)	危険度
1	菊池川	矢護川	大津町矢護川 ～菊池市旭志尾足	右岸 5,800 左岸 5,800	洗堀
2	白川	白川	大津町瀬田上砂蓋 ～菊陽町下津久礼	右岸 13,000 左岸 0	堤防高不足
3	白川	白川	大津町外牧畑鶴 ～大津町鳥子川	右岸 0 左岸 5,400	堤防高不足
4	白川	白川	大津町岩坂迫の前 ～菊陽町戸次	右岸 0 左岸 3,000	堤防高不足
5	白川	鳥子川	大津町森 ～	右岸 120 左岸 100	堤防高不足

2 大津町の重要水防箇所

番号	水系	河川名等	地区	箇所	延長(m)	関係分団
1	白川	白川	森	迫井手玉岡井手堰上流兩岸	300	2
2	白川	上井手	大林	不動谷川下流地帯	100	1
3	白川	上井手	吹田	産業橋兩岸	100	1
4	白川	上井手	大津	大松山南左岸	200	4
5	白川	上井手	大津	鶴口橋上流左岸	150	4
6	白川	上井手	大津・室	鶴口橋下流左岸	1,700	4・5

7	白川	下井手	森	森公民館北側	100	2
8	菊池川	平川	平川	仮宿橋下流右岸	1,700	6
9	菊池川	平川	小林	宇土橋下流一帯	500	8
10	菊池川	矢護川	真木	水道企業団伊勢前原配水池下流	1,300	7
11	菊池川	矢護川	片俣	矢護川両岸	620	7
12	菊池川	桜川	桜丘	桜川両岸	650	8

第4章 予報及び警報

4-1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表もしくは伝達する注意報及び警報

熊本気象台長は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を熊本河川国道事務所長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。水防活動の利用に適合する注意報・警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、つぎのとおりである。

なお、特別警報は、一般の利用に適合する警報として行われるもので、水防活動用の特別警報は行われない。

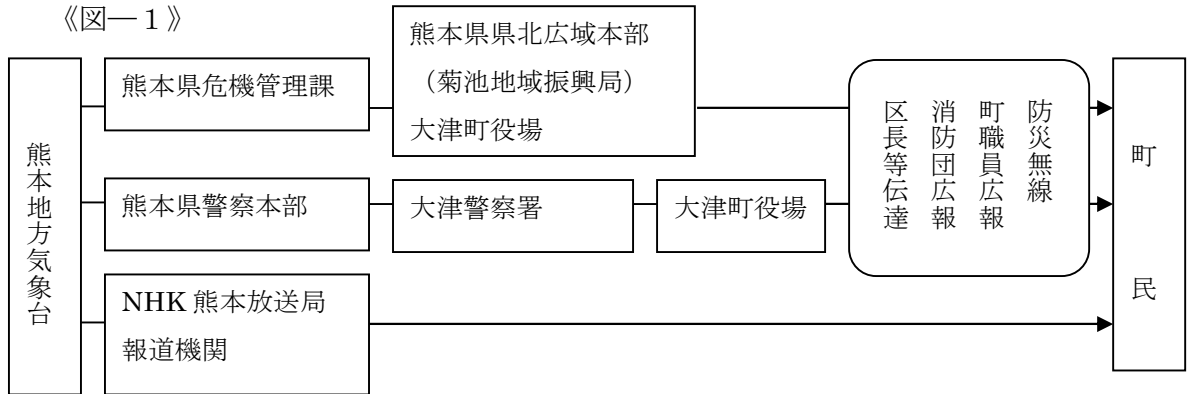
水防活動の利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警報	発表基準 (大津町)
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき 表面雨量指数基準：19 土壌雨量指数基準：112
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき 流域雨量指数基準 白川流域：36.4 峠川流域：12.6 矢護川流域：8.7 堀川流域：12.3
水防活動用 気象警報	大雨警報 (大雨特別警報)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき（数十年に一度の大雨となるおそれ） 表面雨量指数基準：26 土壌雨量指数基準：184
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 流域雨量指数基準 白川流域：45.5 峠川流域：15.8 矢護川流域：11.3 堀川流域：15.4

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられない。

※ 発表基準は熊本地方気象台発表の警報・注意報発表基準一覧表によるもの。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

《図―1》



4-2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者（町長、以下「水防管理者」という。）等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知する。

また、避難のため立退き指示の判断に資するため、知事が指定した河川については知事から、町長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

警戒レベル	種 類	発 表 基 準
2	氾濫注意情報 (大雨・洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
3	氾濫警戒情報 (大雨・洪水警報) 【高齢者等避難】	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
4	氾濫危険情報 (土砂災害警戒情報) 【 避難指示 】	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
5	氾濫発生情報 (大雨特別警報) 【緊急安全確保】	氾濫が発生したとき

*5 段階の警戒レベル：災害対策基本法の改正（R3. 5. 20 施行）

4-3 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発令については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 知事が発表する水防警報

水防警報発令者（水防区本部長＝県北広域本部菊池地域振興局長）は、水防警報を発令したときは、直ちに、その警報事項を関係水防管理者へ通知する。水防警報の通知を受けた水防管理者は、必要に応じて、関係住民に連絡するとともに、水防機関を待機させ、または必要に応じて、出動、その他の措置をとるものとする。

①水防警報の種類と発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発表基準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
警 戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。
厳 重 警 戒	洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがあり、住民等を直ちに避難させる必要がある旨を警告するもの。出水状況及びその河川状況を示し、厳重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき。

解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
----	--	---

②知事が水防警報・水位情報の通知及び周知を行う河川及びその区域

河川名	区 域
白川	左岸 大津町大字外牧字畑鶴 から 菊陽町大字辛川字久保 右岸 大津町大字瀬田字上砂蓋 から 菊陽町大字津久礼字鶴中

③水防警報対象量水標の設定水位と条件

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
白川	陣内 中島	陣内 中島	2. 8 3 m	4. 0 0 m	4. 0 0 m	5. 1 9 m

④水防警報の担当官署 熊本県北広域本部

(3) 町が行う水防警報

①水防警報・水位情報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団体待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	堤防高	消防団 (分団)
白川	七障子橋	中島	2. 83m	4. 00m	6 m (8 m)	2
上井手	産業橋	吹田	1. 30m	1. 80m	3 m	1
上井手	鶴口橋	鶴口	1. 30m	1. 50m	2 m	4
平川	馬場橋	馬場	2. 50m	3. 00m	4 m	6
矢護川	初生橋	御願所	1. 20m	1. 60m	3 m	7

* () は橋梁改修工事前の水位

②監視カメラ設置箇所

上井手	大林	六里木橋	矢護川	真木	矢護橋
上井手	吐	新立石橋	平 川	仮宿	仮宿橋
上井手	後迫	水月寺前	平 川	馬場	馬場橋
上井手	室	上井手公園橋	平 川	古城	古城橋先

③ため池監視カメラ

仮宿の堤	仮宿	※農政課所管
------	----	--------

(4) 水防警報の伝達

水防警報の伝達は、図一 1 及び 5 - 1 に掲げる土地改良区等により行うものとする。

第5章 水門等の操作

5-1 水門等

(1) 河川区間の水門（洪水）

水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

水防上重要な水門等は、次のとおりである。

① おおきく土地改良区

上井手	頭首工	天神吐	内山吐	吹田放水路	丹防吐
下井手	頭首工	吹田転倒堰	陣内除塵機		
玉岡井手	頭首工				
津久礼井手	頭首工				

② 旧錦野土地改良区管轄

畑井手	頭首工	第2号排水樋門	第5号排水樋門
-----	-----	---------	---------

③ 旧迫井手土地改良区管轄

迫井手	頭首工
-----	-----

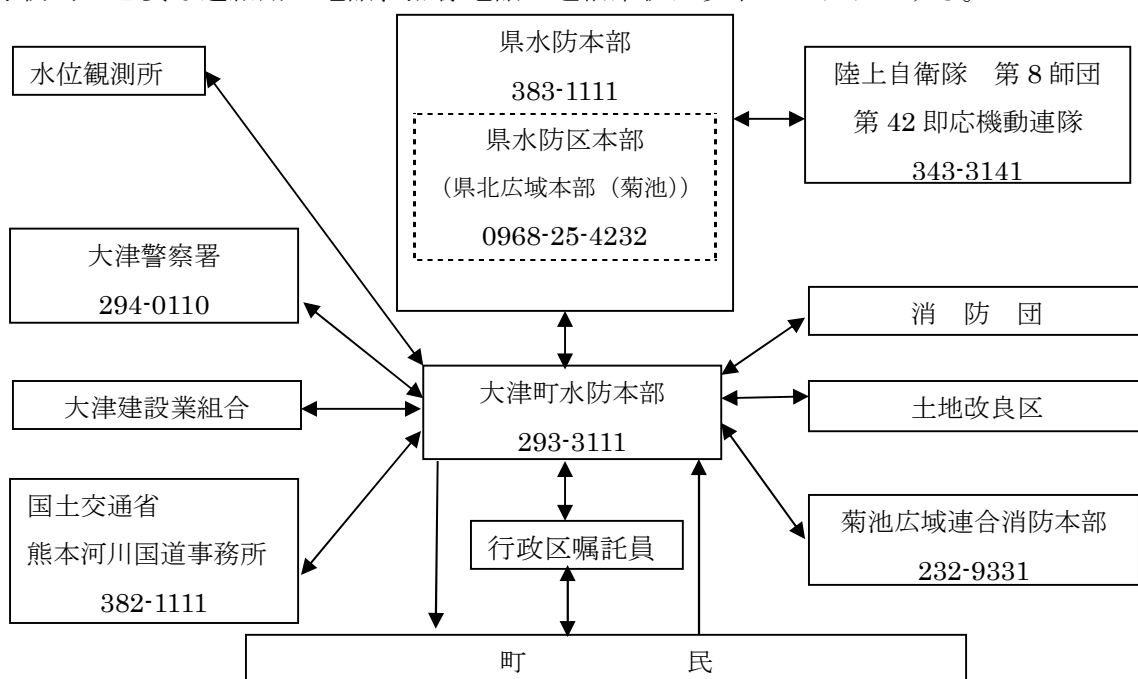
(2) 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに、下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡するものとする。

第6章 通信連絡

6-1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は以下のとおりとする。



6-2 通信施設の使用

一般加入電話による通信不能又は緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等を使用するものとする。

- (1) 大津町防災行政無線
- (2) 菊池広域連合消防本部無線
- (3) 熊本県防災行政無線
- (4) 警察無線
- (5) 国土交通省無線

第7章 水防施設

7-1 水防倉庫及び水防資器材

① 町内の水防倉庫及び備蓄資器材は、次のとおりである。 (単位) 本、枚、台

番号 (No.)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
備蓄資器材名	丸太杭	スコップ	つるはし	金でこ	のこ	かま	ハンマー	なた	土のう	ロープ	一輪車
(北部) 上中・御願所 コミュニティーセンター	150	10	2	1	2	2	1	1	300	2	2
(中部) 役場新庁舎東側倉庫	100	10	2	1	2	2	1	1	300	2	2
(南部) 大林地区防災倉庫	100	10	2	1	2	2	1	1	300	2	2
合 計	350	30	6	3	6	6	3	3	900	6	6

② 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

③ 水防管理者は、水防協力団体の備蓄資器材では、不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省熊本河川国道事務所長又は県北広域本部（菊池）に電話にて承認を受けるものとする。

第8章 水防活動

8-1 水防配備

(1) 町の非常配備

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配備区分	配備の時期	体 制	配備人員
第 1 配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき。	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第 2 配備の召集その他の活動ができる体制。	1 班体制
第 2 配備	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。 2. 水防本部長が必要と認め指令したとき。	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	2 班体制～
第 3 配備	1. 激甚な災害が予想されるとき又は、危険性が大で第 2 配備で処理できがたいと認められるとき。 2. 水防本部長が必要と認め指令したとき。	完全な水防体制	全班体制 (所属部課長指示)

(2) 消防団の非常配備

①消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準 備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき	消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当り、水門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出 動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解 除	水防本部長より解除の指令をしたとき	

8－2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川、堤防施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

(2) 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、河川等の管理者に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂または沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

8－3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

8－4 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

8－5 避難のための立退き

- ①洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認め

る区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、大津警察署長にその旨を通知するものとする。

- ② 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県北広域本部（菊池地域振興局長）に速やかに報告するものとする。

8－6 決壊・越水の通報及びその後の措置

(1) 決壊の通報

水防に際し、堤防等の施設が決壊したとき、または越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。通報を受けた河川管理者等は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には、町長に避難指示等の発令に資する事象として情報を提供するものとする。

(2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、または越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

8－7 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

(2) 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第9章 水防信号、水防標識等

9－1 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

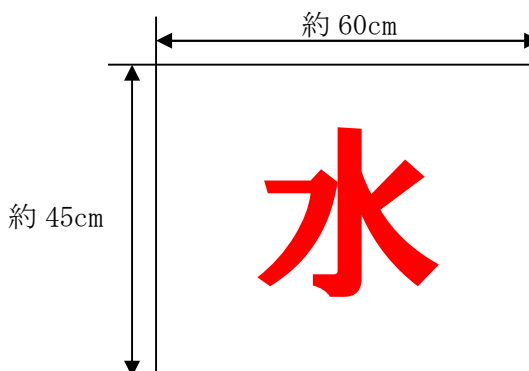
	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

9-2 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

標識は白地とし「水」
の図案は赤色とする。



第10章 協力及び応援

10-1 河川管理者の協力

熊本県が河川管理者となる河川では、熊本県は自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位等）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う訓練への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

10-2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき菊池広域連合消防長に対して応援を求めるものとする。

10-3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、大津警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

10-4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

10-5 大津建設業組合との連携

町は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供及び緊急作業等に関して大津建設業組合と協定を締結している。協定書に基づき水防管理者は必要に応じ組合へ協力を要請する。

10-6 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

水防計画資料編

A 災害発生危険箇所（急傾斜）

番号	地区名	箇所	延長 (m)	分団	備考
1	内 牧	内牧公民館前	100	1	
2	外 牧	外牧神社裏	100	1	山腹崩壊危険箇所（山の上）
3	外 牧	外牧集落（外牧川）南側	200	1	山腹崩壊危険箇所（霧ヶ坂）
4	大 林	大津東小学校北側	650	1	
5	大 林	宝満神社西側	150	1	
6	大 林	旧菊阿中学校南	120	1	
7	岩 坂	県道瀬田熊本線（阿原目地区）南	250	2	山腹崩壊危険箇所
8	立 石	立石地区北	300	4	
9	後 迫	水月寺裏	50	4	
10	上大津	県道矢護川大津線沿北側	450	4	
11	松古閑	鶴口橋西（上井手右岸）	150	4・5	
12	水源町	水源町西～大願寺北	300	5	旧町営住宅付近～室住宅南
13	あけぼの団地	昭和園東側駐車場付近	50	5	
14	室	大津地区公民館分館住宅地南	34	5	地域防災がけ崩れ対策事業
15	猿渡	町道猿渡線（上猿渡～下猿渡）	500	6	
16	馬場	町道馬場坂線	400	6	
17	御所原	御所原区北側	200	6	山腹崩壊危険箇所
18	米山	町道古城線（米山地区）	800	6	
19	古城	町道古城線（古城地区）	500	6	
20	御願所	円満寺西（北側）	500	7	
21	御願所	彦しゃん水車裏	50	7	
22	片俣	矢護川沿（集落東部）	100	7	
23	片俣	集落北側	150	7	
24	真木	町道矢護線北側（真木大神宮付近）	60	7	山腹崩壊危険箇所
25	護東	護東区北側斜面	300	7	
26	杉上	町道杉水大津線南側（杉上集会場東）	300	8	
27	杉下	県道熊本大津線南側（杉下バス停東）	300	8	

B 崩壊土砂流出危険箇所

地区名	箇所	流出延長(m)	備考
矢護川	加茂迫	1, 700	
真 木	西 野	1, 400	
真 木	花見ヶ峯	1, 400	
真 木	東 野	400	
古 城	四番東原	1, 300	
古 城	六番東原	2, 100	
瀬 田	瀬田裏	4, 200	
外 牧	霧ヶ坂	2, 300	

C その他

種 別	箇所	備考
道路危険箇所	県道菊池赤水線 (真木東)	落石、崩壊
	県道瀬田熊本線 (阿原目南)	落石、崩壊
鉄道危険箇所 (重点整備箇所)	J R 瀬田～立野間	切取崩壊

土砂災害防止法 土砂災害警戒区域等指定箇所（H21・H26・R2指定）

番号	所在地	箇所名	箇所番号	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日
					警戒区域	特別警戒 区域		
1	外牧	六十刈	403-2-011	急傾斜	○	○	熊本県告示第174号	平成26年3月11日
2	外牧	六十刈 1－1	403-3-024-1	急傾斜	○	○	熊本県告示第174号	平成26年3月11日
3	外牧	六十刈 1－2	403-3-024-2	急傾斜	○	○	熊本県告示第174号	平成26年3月11日
4	外牧	六十刈 1－3	403-3-024-3	急傾斜	○	○	熊本県告示第174号	平成26年3月11日
5	外牧	六十刈 1－4	403-3-024-4	急傾斜	○	○	熊本県告示第174号	平成26年3月11日
6	外牧	六十刈 2－1	403-3-025-1	急傾斜	○	○	熊本県告示第174号	平成26年3月11日
7	外牧	六十刈 2－2	403-3-025-2	急傾斜	○	○	熊本県告示第174号	平成26年3月11日
8	外牧	六十刈 2－3	403-3-025-3	急傾斜	○	○	熊本県告示第174号	平成26年3月11日
9	外牧	外牧-1	403-1-022-1	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
10	外牧	畑	K-403-0019	急傾斜	○	○	熊本県告示第258号	令和3年3月23日
11	外牧	内牧	403-1-023	急傾斜	○	○	熊本県告示第260号	令和3年3月23日
12	外牧	外牧-2	403-1-022-2	急傾斜	○	○	熊本県告示第266号	令和3年3月23日
13	外牧	外牧川	403-1-009	土石流	○	○	熊本県告示第174号	平成26年3月11日
14	外牧	畑川	403-3-004	土石流	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
15	錦野	錦野	403-1-017	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
16	錦野	錦野 2	K-403-0021	急傾斜	○	○	熊本県告示第258号	令和3年3月23日
17	岩坂	阿原目	403-1-018	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
18	岩坂	阿原目-1	403-2-012-1	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
19	岩坂	阿原目-2	403-2-012-2	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
20	岩坂	阿原目 2	403-3-028	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
21	岩坂	阿原目 3	403-3-029	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
22	岩坂	岩坂 1	403-3-030	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
23	岩坂	岩坂 2	403-3-031	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
24	岩坂	岩坂 3	403-3-032	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
25	岩坂	阿原目 1	403-3-027	急傾斜	○	○	熊本県告示第237号	平成28年3月8日
26	岩坂	中島川 1	403-1-010	土石流	○		熊本県告示第486号	平成27年5月19日
27	岩坂	中島川 2	403-1-011	土石流	○	○	熊本県告示第486号	平成27年5月19日
28	岩坂	河原目川（阿原目川）	403-2-006	土石流	○	○	熊本県告示第486号	平成27年5月19日
29	瀬田	瀬田	403-3-026	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
30	大林	下井手	403-1-016	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
31	大林	吹田	403-2-010	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
32	大林	上井手	403-3-023	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
33	大林	大林	403-1-021	急傾斜	○	○	熊本県告示第266号	令和3年3月23日
34	吹田	吹田	403-3-022	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
35	大津	西岳 1	403-1-006	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
36	大津	上鶴 3 丁目	403-1-007	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
37	大津	上大津	403-1-008	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日

38	大津	上大津 3	403-1-009	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
39	大津	西岳 2 - 1	403-1-010-1	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
40	大津	西岳 2 - 2	403-1-010-2	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
41	大津	上鶴 3 丁目 2	403-1-011	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
42	大津	上鶴 3 丁目 3	403-1-012	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
43	大津	後迫 3	403-1-013	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
44	大津	後迫 4	403-1-014	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
45	大津	吹田	403-1-015	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
46	大津	上大津 3 - 1	403-1-020-1	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
47	大津	上大津 3 - 2	403-1-020-2	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
48	大津	後迫 (2)	403-1-001(人)	急傾斜	○	○	熊本県告示第269号	令和4年3月29日
49	大津	畦原	403-2-009	急傾斜	○	○	熊本県告示第269号	令和4年3月29日
50	大津	後迫	403-3-019	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
51	大津	上大津 1	403-3-020	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
52	大津	上大津 2	403-3-021	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
53	室	室2	403-1-005	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
54	室	室	403-1-019	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
55	室	室	403-3-018	急傾斜	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日
56	室	東道免	K-403-0023	急傾斜	○	○	熊本県告示第269号	令和3年3月23日
57	引水	引水	K-403-0016	急傾斜	○	○	熊本県告示第258号	令和3年3月23日
58	平川	上猿渡	403-3-002	急傾斜	○	○	熊本県告示第174号	平成26年3月11日
59	平川	仮宿 3	403-3-013	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
60	平川	仮宿 4	403-3-014	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
61	平川	御所原	403-1-003	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
62	平川	馬場	403-2-005	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
63	平川	下猿渡-1	403-3-003-1	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
64	平川	下猿渡-2	403-3-003-2	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
65	平川	下猿渡-3	403-3-003-3	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
66	平川	御所原 (御所原1)	403-3-004	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
67	平川	馬場 1	403-3-005	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
68	平川	宮本-1	403-3-008-1	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
69	平川	宮本-2	403-3-008-2	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
70	平川	多々良 1	403-3-009	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
71	平川	多々良 2	403-3-010	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
72	平川	仮宿 1	403-3-011	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
73	平川	仮宿 2	403-3-012	急傾斜	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
74	米山	米山 1	403-2-007	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
75	米山	米山 2	403-2-008	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
76	古城	古城-1	403-1-004-1	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
77	古城	古城-2	403-1-004-2	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日

78	古城	古城 1	403-3-015	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
79	古城	古城	K-403-0006	急傾斜	○	○	熊本県告示第258号	令和3年3月23日
80	古城	新小屋	K-403-0012	急傾斜	○	○	熊本県告示第258号	令和3年3月23日
81	古城	古城第3谷	403-1-007	土石流	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
82	古城	古城第4谷	403-1-008	土石流	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
83	古城	古城第1谷	403-1-005	土石流	○		熊本県告示第229号	平成26年3月24日
84	古城	古城第2谷	403-1-006	土石流	○		熊本県告示第229号	平成26年3月24日
85	古城	堀ヶ谷-1	403-3-003-1	土石流	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
86	古城	堀ヶ谷-2	403-3-003-2	土石流	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
87	古城	米山	D-403-0005	土石流	○	○	熊本県告示第268号	令和3年3月23日
88	真木	真木 1	403-2-003	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
89	真木	真木 2	403-2-004	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
90	真木	前原第1谷	403-1-003	土石流	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
91	真木	真木第1谷-1	403-1-004-1	土石流	○		熊本県告示第229号	平成26年3月24日
92	真木	真木第1谷-2	403-1-004-2	土石流	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
93	真木	前原第2谷-1	403-2-003-1	土石流	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
94	真木	前原第2谷-2	403-2-003-2	土石流	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
95	真木	前原第3谷	403-2-004	土石流	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
96	真木	伊勢村川	403-2-005	土石流	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
97	真木	前原第4谷	403-3-002	土石流	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
98	真木	前原第2谷-3	D-403-0006	土石流	○		熊本県告示第267号	令和3年3月23日
99	真木	真木第1谷-3	D-403-0007	土石流	○	○	熊本県告示第268号	令和3年3月23日
100	矢護川	護東	403-2-001	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
101	矢護川	中在目	403-2-002	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
102	矢護川	片俣 1	403-2-013	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
103	矢護川	片俣 2-1	403-2-014-1	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
104	矢護川	片俣 2-2	403-2-014-2	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
105	矢護川	御願所1	K-403-0003-1	急傾斜	○	○	熊本県告示第258号	令和3年3月23日
106	矢護川	御願所	K-403-0003	急傾斜	○	○	熊本県告示第258号	令和3年3月23日
107	矢護川	御願所 6	K-403-0003-6	急傾斜	○	○	熊本県告示第258号	令和3年3月23日
108	矢護川	護東 2	K-403-0004-1	急傾斜	○	○	熊本県告示第258号	令和3年3月23日
109	矢護川	護東	K-403-0004	急傾斜	○	○	熊本県告示第258号	令和3年3月23日
110	矢護川	護東第1谷	403-1-001	土石流	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
111	矢護川	護東第2谷	403-1-002	土石流	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
112	矢護川	御願所第1谷	403-2-001	土石流	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
113	矢護川	御願所第2谷	403-2-002	土石流	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
114	矢護川	御願所第3谷	403-3-001	土石流	○	○	熊本県告示第229号	平成26年3月24日
115	杉水	上原 1	403-3-001	急傾斜	○	○	熊本県告示第174号	平成26年3月11日
116	杉水	杉水	403-1-001	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
117	杉水	上原-1	403-1-002-1	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日

118	杉水	上原一 2	403-1-002-2	急傾斜	○	○	熊本県告示第228号	平成26年3月24日
-----	----	-------	-------------	-----	---	---	------------	------------

基礎調査終了箇所

未指定	瀬田	瀬田 1	403-1-002-1	急傾斜	○	○	平成29年12月25日	公表
未指定	瀬田	瀬田 2	403-1-002-2	急傾斜	○	○	平成29年12月25日	公表
未指定	岩坂	高遊	K-432-0008	急傾斜	○	○	令和 4年 8月 1日	公表

詳細については、熊本県HP「土砂災害警戒区域等指定状況」及び「熊本県土砂災害情報マップ」に記載有

参照URL「<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/114/50930.html>」